

# 平成29年度野田市要保護児童対策地域協議会

## 第1回代表者会議次第

日時 平成29年7月20日（木）  
午後1時30分から  
場所 野田市役所8階  
大会議室

1 開会

2 児童家庭部長挨拶

3 会長・副会長挨拶

4 議題

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| (1) 野田市要保護児童対策地域協議会の役割について | 資料1 |
| (2) 年間事業計画について             | 資料2 |
| (3) 平成28年度の児童虐待について        | 資料3 |
| (4) 実務者会議の再編等について          | 資料4 |
| (5) その他                    |     |

5 閉会

## 野田市要保護児童対策地域協議会

## 代表者会議・実務者会議・個別支援会議の役割について

要保護児童対策地域協議会は、国通知に基づき、3層構造となっています。

代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するための環境整備を行います。

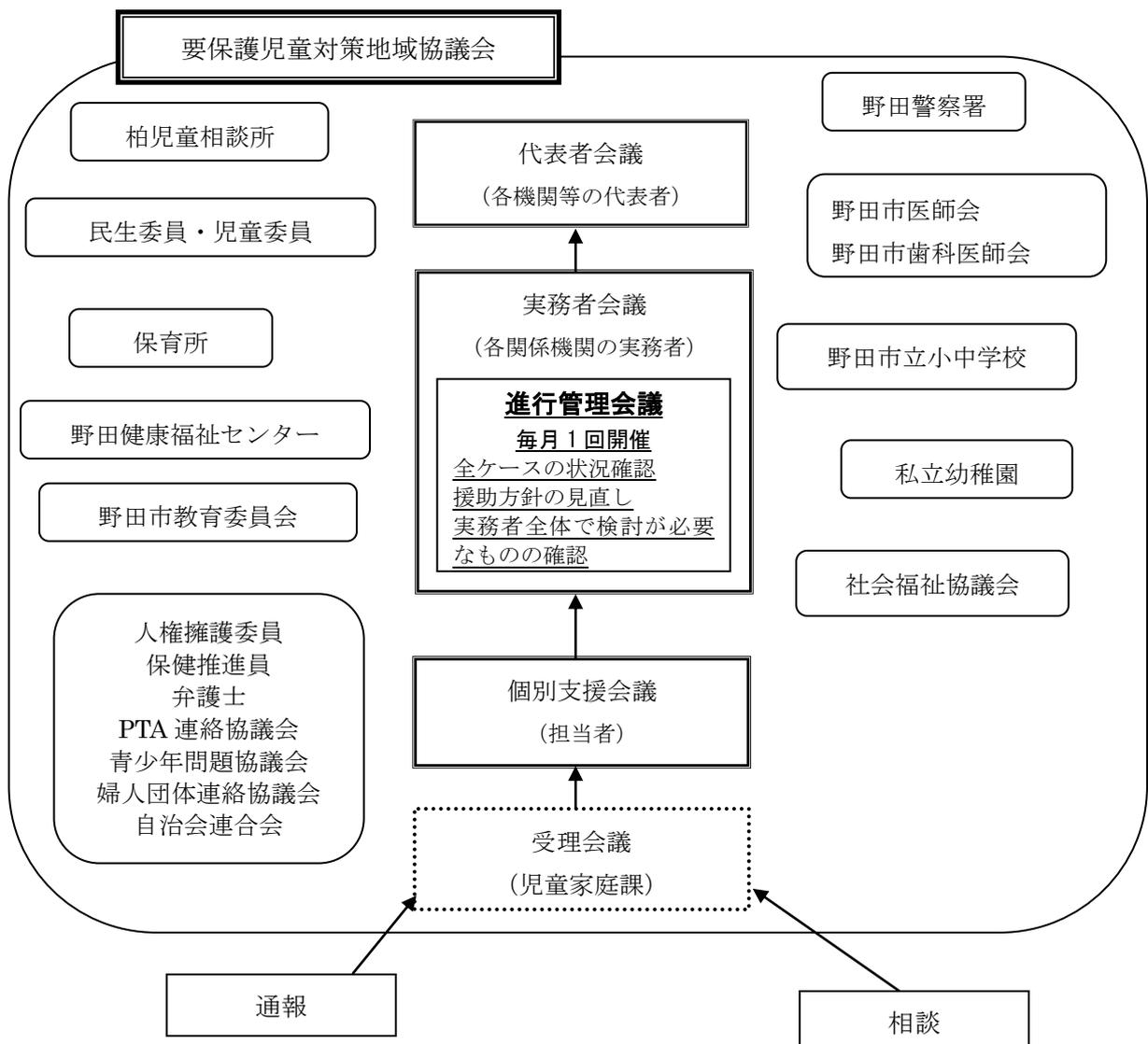
内容は、協議会の年間活動方針決定及び実務者会議活動報告の評価などです。

実務者会議は、市に通報のあった全てのケースについて進行管理台帳を作成し、状況の確認や処遇方針の検討を行う必要があります。

そのため、実務者会議をより効果的に行うため、実務者会議の中に進行管理会議を設置し、毎月の進行管理については、特に多くの事例に関わっている関係機関を中心に行い、そのうち全体での協議が必要とされる事例について、実務者委員全員による会議を年に3回程度開催し、対応を検討していくこととします。

進行管理会議の参加者については、庁内機関（保健福祉部・児童家庭部・学校教育部）、児童相談所、社会福祉協議会、主任児童委員とします。

個別支援会議につきましては、必要に応じて開催しております。



## 平成 29 年度野田市要保護児童対策地域協議会事業について

## 年間事業計画

日時	会議・事業名	内容等	備考
4月	協議会名簿作成	平成 29 年度の代表者会議 委員・実務者会議委員の確認	児童家庭課から各機関 へ名簿の確認を依頼
	実務者(進行管理)4月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
5月	実務者(進行管理)5月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
6月	実務者(進行管理)6月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
7月	第 1 回代表者会議	関係機関の役割について確認 年間事業について 平成 28 年度状況及び事例報告	
	実務者(進行管理)7月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
8月	第 1 回実務者会議	平成 28 年度状況及び事例報告 進行管理事例に関する報告	
	実務者(進行管理)8月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
9月	1日～15日 「私の願う家族・家庭」 ポスター展作品募集	市内小中学生に対し、学校を通じ 募集(夏休みを利用し制作)	6月に教育委員会へ作 品募集依頼
	実務者(進行管理)9月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
10月	「私の願う家族・家庭」ポス ター展応募作品審査	11月のポスター展に向け、優秀 作品を選定	
	実務者(進行管理)10月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
11月	児童虐待防止推進月間 における啓発事業	「私の願う家族・家庭」 ポスター展 期間：11月7日～21日 場所：野田市役所 1 階 ふれあいギャラリー他	のだ市報 11 月 1 日号 に啓発記事掲載
	実務者研修会	各機関の関係者を対象に研修会 を開催する	

	実務者(進行管理)11月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
12月	実務者(進行管理)12月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
1月	第2回実務者会議	平成29年度状況及び事例報告 進行事例に関する報告	
	実務者(進行管理)1月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
2月	第2回代表者会議	平成29年度状況及び事例報告 進行事例に関する報告 来年度の年間計画案の検討	
	実務者(進行管理)2月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
3月	実務者(進行管理)3月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
通年	子どもSOS電話相談	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	土・日・祝日及び夜間 は留守番電話とFAX で対応する

※このほか、個別支援会議については、年間を通してケース毎に開催します。

## 野田市の児童虐待について

## (1) 家庭児童相談室による相談対応件数

## 虐待相談対応件数

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	人数	件数										
1.身体的虐待	74	764	82	818	88	1,281	68	680	73	1,281	51	837
2.性的虐待	1	1	3	21	3	28	0	0	2	15	0	0
3.ネグレクト	98	1,676	66	1,273	80	1,753	78	1,935	69	1,674	70	2,066
4.心理的虐待	51	501	44	435	76	1,423	110	1,312	106	1,264	86	1,038
計	224	2,942	195	2,547	247	4,485	256	3,927	250	4,234	207	3,941

※ 人数は前年度から対応している人数（繰越）＋当該年度新規に対応した人数、件数は延べ対応件数（1日1カウント）

※ 同居きょうだいも対象

※ 前年度からの継続人数は115人、対応件数は1,200件  
当該年度の新規人数は92人、対応件数は2,741件

## 【参考資料】家庭児童相談室 相談対応件数（虐待を含む）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談・対応	7,106 件	5,307 件	10,130 件	10,311 件	14,101 件	17,468 件

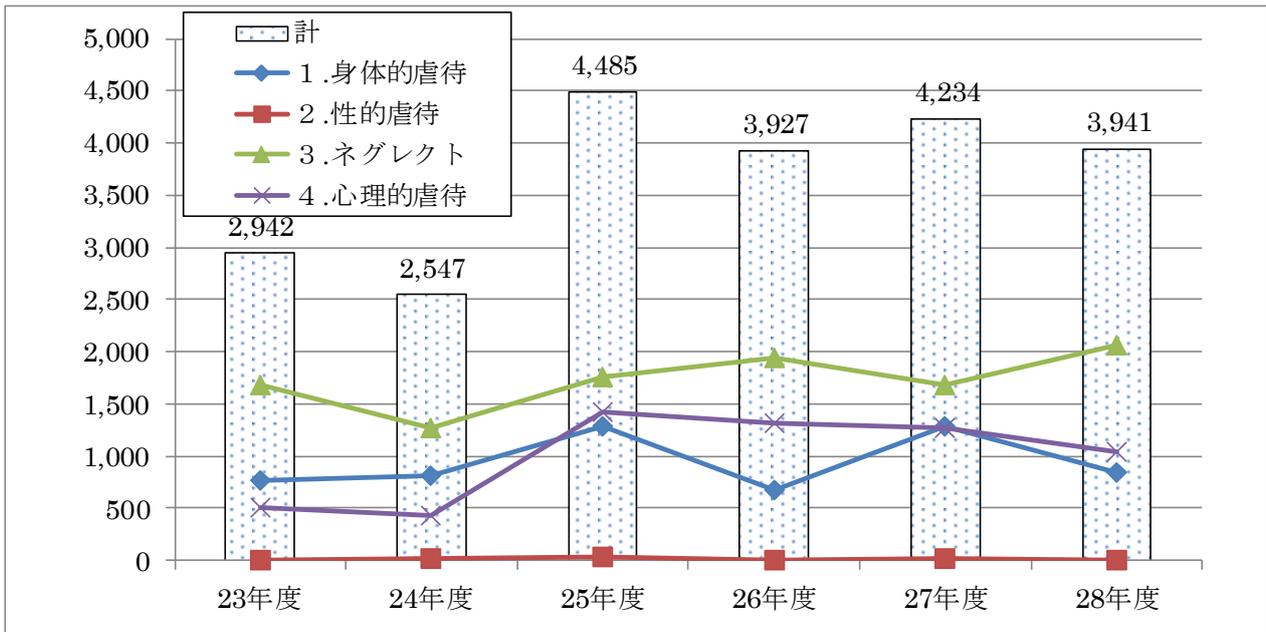
## 相談・対応件数内訳

家庭児童相談室 6 人 （内訳） 係長 1 人、 社会福祉主事 3 人、 家庭児童相談員 2 人	相談対応件数	17,468 件
	内訳	
	性格行動に関する事例	186 件
	言語・発達障がい等に関する事例	196 件
	障がい児に関する事例	33 件
	不登校などに関する事例	201 件
	進路・適性に関する事例	8 件
	非行に関する事例	32 件
	虐待に関する事例	3,941 件
	虐待以外の家族問題に関する事例	11,249 件
育児・しつけなど子育てに関する事例	1,265 件	
その他の事例	357 件	

※延べ対応件数

虐待相談対応件数（延べ件数） 平成 23～28 年度

(件)



ネグレクトの内容詳細（平成 28 年度）

内容	人数 (人)
健康・安全への配慮を怠っている (病気でも病院に連れて行かない、夜間一人で置き去りにする等)	21
子どもの教育を保障する努力をしない (子の意思に反して登校させない等)	7
子どもに必要な情緒的欲求に応えていない (泣いていても長い間放置している等)	4
衣食住などの適切な世話をしない (何日も服を替えない、食事を与えない、お風呂に入れない等)	38
合計	70

※内容が重複するケースは主たる内容で計上

心理的虐待の内容詳細（平成 28 年度）

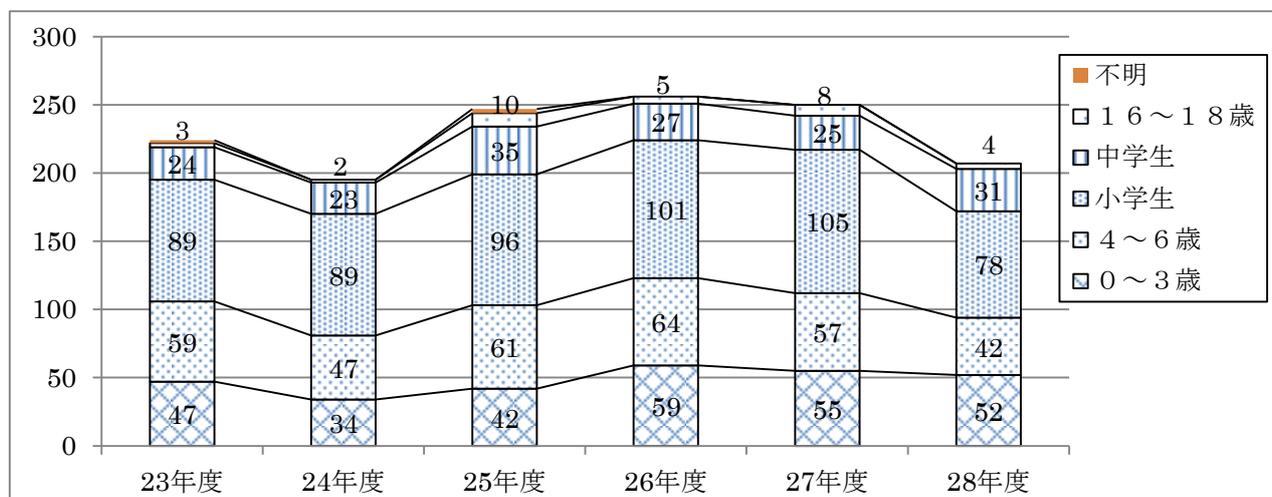
内容	人数 (人)
大声で怒鳴り散らす、罵声を浴びせる (言葉による脅かし、脅迫等)	20
子どもの自尊心を傷つけるような言動 (無視、拒否的な態度等)	2
夫婦間暴力 (DV) を見せる (子どもの前で家族等に対して暴力をふるう等)	22
子どものきょうだいに虐待行為を行う (身体的虐待等を他のきょうだいにを行うことを見せる等)	35
その他 (保護者の精神的不安定等)	7
合計	86

※内容が重複するケースは主たる内容で計上

(2) 年齢別人数

虐待児年齢	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
0 才	1	0	6	15	12	11	
1 才	14	3	9	14	11	13	
2 才	17	18	11	14	16	13	
3 才	15	13	16	16	16	15	
4 才	19	12	20	21	17	13	
5 才	22	19	19	20	20	14	
6 才	18	16	22	23	20	15	
小学生	7才	19	12	20	18	22	6
	8才	21	20	12	12	16	13
	9才	18	16	15	25	12	13
	10才	13	17	12	18	21	20
	11才	11	17	20	16	13	16
	12才	7	7	17	12	21	10
中学生	13才	8	7	10	13	12	14
	14才	9	7	11	7	11	10
	15才	7	9	14	7	2	7
16才	2	0	5	4	5	2	
17才	1	1	5	0	2	2	
18才	0	1	0	1	1	0	
不明	2	0	3	0	0	0	
計	224	195	247	256	250	207	

年齢別人数（平成 23～28 年度）



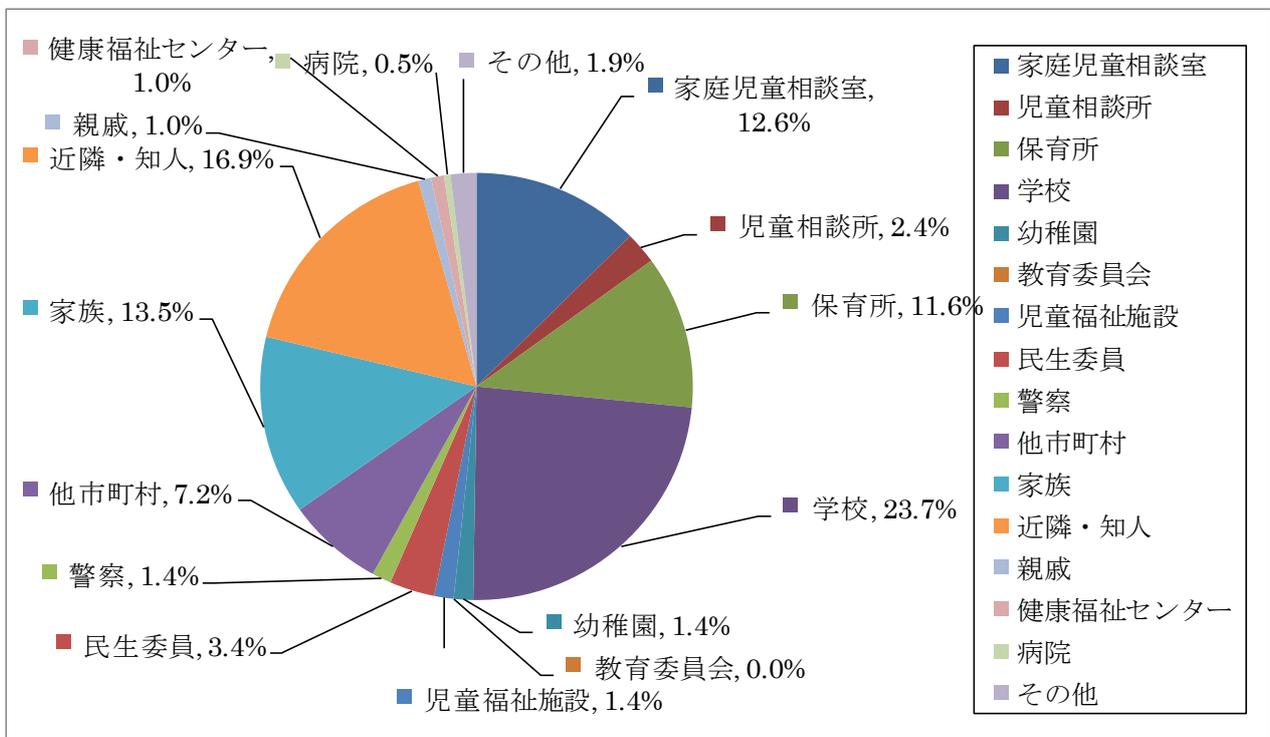
平成 28 年度の年齢別人数の割合は、0～6 歳が 45%、小学生が 38%を占め、小学生までで 83%である。

### (3) 虐待通報受付経路

経路	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
家庭児童相談室※1	16	8	23	45	44	26
児童相談所	0	2	2	1	1	5
保育所	25	16	20	29	32	24
学校	31	37	54	47	41	49
幼稚園	2	6	6	5	6	3
教育委員会	4	5	4	5	4	0
児童福祉施設※2	8	9	9	17	14	3
民生委員	6	9	6	5	9	7
警察	8	1	1	1	2	3
他市町村	15	13	25	12	7	15
家族	30	18	21	33	28	28
近隣	43	39	44	37	40	35
親戚	1	5	6	13	6	2
健康福祉センター	4	5	1	1	3	2
病院	10	6	1	2	6	1
その他※3	21	16	24	3	7	4
計	224	195	247	256	250	207

※1 市役所庁内他課で把握した疑い通報を含む。 ※2 学童保育所・子ども館など。  
 ※3 中核地域生活支援センターのだネットなど。

### 虐待通報経路別割合（平成 28 年度）

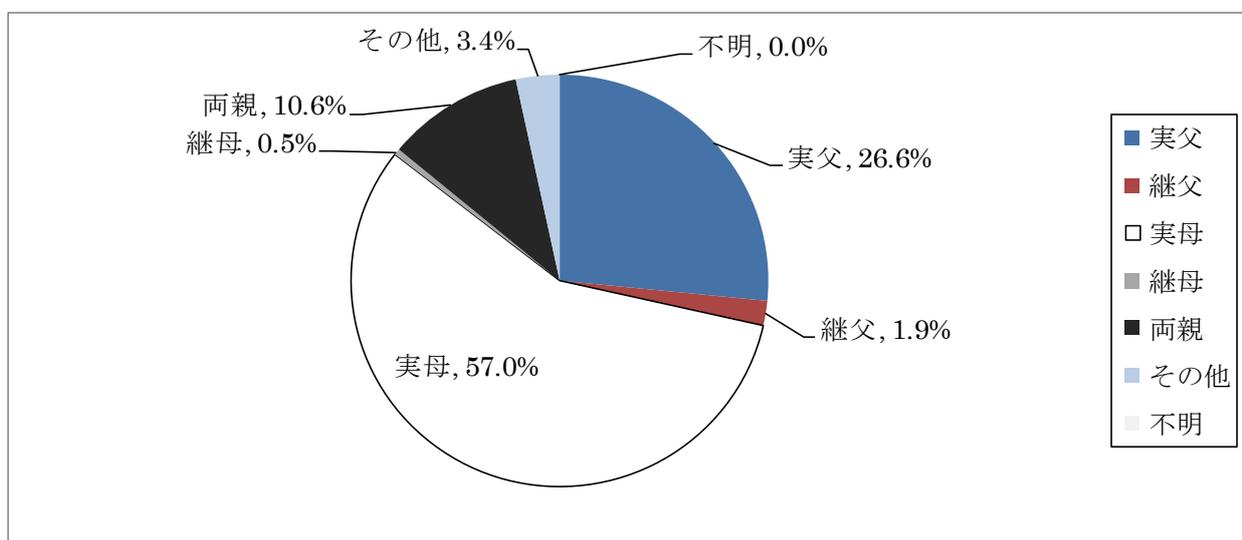


通報経路の割合は、学校 23.7%、近隣・知人 16.9%、家族 13.5%の順となっている。

#### (4) 主たる虐待者

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実父	37	37	49	67	84	55
継父	7	5	6	9	6	4
実母	146	130	147	139	121	118
継母	3	3	2	5	2	1
両親	26	15	37	31	21	22
その他	2	5	3	5	15	7
不明	3	0	3	0	1	0
計	224	195	247	256	250	207

#### 虐待者別割合（平成 28 年度）



虐待者別の割合は母親が 57.5% を占め、うち 48.3% がひとり親家庭である。

#### (5) 児童虐待相談電話「子ども SOS」について

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受付電話 件数	-	36 件	27 件	26 件	35 件	21 件
相談対象 児童実人数	36 人	40 人	26 人	27 人	29 人	33 人
総計のうち、 虐待に関する 実人数	(8 人)	(5 人)	(3 人)	(3 人)	(15 人)	(16 人)
総計のうち、 18 歳未満か らの実人数	(2 人)	(0 人)	(0 人)	(1 人)	(3 人)	(3 人)

## (6) 要支援ケースについて

① 虐待には至っていないがリスクが高く、要保護児童管理台帳に掲載した要支援ケース数と対応件数（虐待以外）

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数
特定妊婦	7	78	19	263	24	309
ハイリスクケース※	35	470	71	840	60	885
計	44	571	90	1,103	84	1,194

※ 1 育児不安や多胎児、子の障がい・疾病、夫婦不和、地域からの孤立などの要因を持つ事例で、要因を複数持つことで児童虐待に発展する可能性があるケース。

※ 2 前年度からの継続人数 特定妊婦 5 人、ハイリスクケース 23 人

② 居住実態が把握できない児童について

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
居所不明児	最終的に県へ報告した人数	0 人	0 人	0 人
	要対協報告人数 ※ 1	2 人	0 人	0 人
	関係機関情報提供数 ※ 2	50 人	41 人	22 人

※ 1 平成 26 年度より取扱開始。居住実態が把握できない児童で情報提供を受けたもののうち、虐待リスクが高く、早急な対応が必要と認められ、要保護児童対策地域協議会に報告したもの。

※ 2 野田市に住民登録があるにも関わらず、乳幼児健診未受診で保健師が訪問しても家族と接触できなかったり、手当等の通知が宛所不明で返送されたりするなどの場合に、関係機関から児童家庭課に情報提供があったもの。情報提供後調査を行い、全てについて対応済み。

## (7) 子ども支援室との連携について

児童家庭課児童相談係では、保健センター母子保健係及び平成 27 年 10 月 1 日開設の子ども支援室と、以下の通り連携してケースに対応している。

### ○特定妊婦等

- ・妊娠届出時や医療機関からの情報提供等により、ハイリスクと判断される妊婦を把握した場合には、母子保健係、子ども支援室、児童相談係の 3 者で協議し、特定妊婦として要対協管理とするか、ハイリスクで地区担当保健師のフォローとするか、3 者でアセスメントを行い、支援方針や課題等を検討。その後も適宜協議を行う。特定妊婦については出産後もハイリスクケースとして要対協で進行管理する。（表中※ 1）

### ○子育て相談等

- ・発達相談については、これまで児童相談係でも受け付けていたが、子ども支援室が窓口となり対応することとした。育てにくさや育児の不安を抱えている親の支援は児童相談係も連携して対応する。
- ・子ども支援室で相談を受けている中で虐待やハイリスクな内容があった場合は、児童相談係へつなげ、ケースワーカーや家庭児童相談員が同席している。（表中※ 2）
- ・児童相談係で受けた相談で、臨床心理士や臨床発達心理士の面談希望がある場合や必要があると判断した場合は子ども支援室へつないでいる。

### ○療育支援会議

- ・療育資源を有効に活用し適切な継続支援ができるように調整することを目的に設置された療育支援会議に児童相談係も出席し、ケース検討や情報共有を図る。

【参考】子ども支援室の運営状況

期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

区分	件数	うち ケアプラン 作成件数	備 考
妊娠届時 面接相談	879件	150件 (ゆりかご プラン)	緊急ケース 7件 (うち6件を特定妊婦として要保護児童対策地域協議会で進行管理) ※1 保健センターでフォローが必要なケース 150件
転入妊婦 面接相談	77件	16件 (ゆりかご プラン)	緊急ケース 1件 (うち1件を特定妊婦として要保護児童対策地域協議会で進行管理) 保健センターでフォローが必要なケース 15件
電話相談	651件	35件 (すこやか プラン)	左記相談件数の内容(1件の相談で複数の内容を相談するケースを含む相談件数) (相談のうち虐待やハイリスクが疑われる場合は児童相談係も連携して対応) ※2 【子どもに関する相談】計373件 発達 247件、病気・医療 54件 生活習慣 22件、その他 50件 【子どもの養育環境の相談】計533件 養育者の精神 343件、子ども又は親子で通う施設 112件 家族・家庭環境 52件、その他 26件 【その他】計151件 行政サービス・制度の案内 151件
来室相談	255件		
出張相談	1件		
訪問相談	9件		
文書相談	0件		
計	1,872件	201件	

(8) 育児支援家庭訪問事業について

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数(人)	25	23	17	30	32	31
利用日数(日)	465	447	378	372	518	428
利用時間数(時間)	1,312.5	1,170.5	870.5	856.0	1,149.0	906.5
内訳(支援内容別利用時間数)						
①育児に関する具体的な指導等	1,312.5	1,170.5	870.5	856.0	1,149.0	906.5
ア 産じょく期	589.0	725.5	333.5	329.0	412.0	277.5
イ 身体的及び精神的不調状態	637.5	240.5	537.0	390.5	604.5	247.75
ウ ひきこもり、児童養護施設退所等	0.0	0.0	0.0	0.0	38.0	91.0
エ 未熟児、多胎児等	39.0	204.5	0.0	136.5	75.5	184.5
オ 特定妊婦	47.0	0.0	0.0	0.0	19.0	105.75
②発達指導	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

## 実務者会議の再編等について

### 1 児童虐待対策の現状と協議会について

昨年6月に児童福祉法等が一部改正され、児童の権利や国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務が位置付けされた。具体的には、**都道府県**は一時保護や施設入所措置等専門的な技術を要する支援、広域的な対応、市町村への助言を行うこととされた。

一方、**市町村**については子どもとその家庭及び妊産婦等の実情の把握及び相談全般から施設への通所・在宅支援を中心とした、より専門的な対応や調査、訪問等による断続的なソーシャルワーク業務までを行うこととなり、子育て世代包括支援センターの法定化、支援拠点の整備（努力義務）や本協議会調整機関の専門職配置による機能強化等、市町村の体制強化が新たに規定された。

野田市では、「子ども支援室」の設置による切れ目ない相談体制や児童家庭課への社会福祉士の配置により、対応の形は整っているが、今後、国が発する「市町村子ども家庭援助指針」や県のリスクアセスメントツール運用の動向により市として動くべき具体的な内容が見えてくる。

そこで、虐待対応の中心となる要対協について、後述する現状と課題を踏まえて、また、平成18年に設置した本協議会を取り巻く環境が、発足当初と比べ虐待対応件数の増加やその内容など、大きく変化しており、今後も一層の児童虐待の未然防止、早期発見及び早期対応に迅速かつ的確に取り組む必要があるため、本協議会の運営方法について以下のとおり見直しを行いたい。

### 2 今後の運営方法について

#### (1) 現在の運営方法

代表者会議、実務者会議を年2回ずつ開催。野田市では、実務者会議の中に庁内機関を中心とした「進行管理会議」を設置。毎月会議を開催し、個別のケースについて支援に向けた協議と情報共有を行っている。さらに必要に応じてケースの関係機関が集まる個別支援会議（前年度は9回）を開催している。

#### (2) 実務者会議の見直し

年2回の開催としていた実務者会議を毎月行うこととし、これまで実務者会議内に設置して重複するような形で運用していた進行管理会議を廃止するとともに、実務者会議の参加者を庁内を主体に実際のケース対応で活動するメンバーに絞り、機動力を重視する形で運営するため、必要な関係機関を中心とした構成とする。ただし、要綱上は、現行の関係機関をすべて残すことで、ケースによっては、必要な機関に参加してもらう。

○実務者会議の運営方法

現行	見直し案
26機関42人 (網掛けは進行管理会議参加機関)	8機関15人+α
実務者会議(全体会議) 年2回 進行管理会議 年12回	実務者会議 年12回 (進行管理会議は廃止)
柏児童相談所 野田健康福祉センター 野田特別支援学校 野田警察署 保健福祉部(生活支援課、保健センター、子ども支援室) 児童家庭部(保育課、人権・男女共同参画推進課、公設保育所) 学校教育部(指導課、学校教育課、公立幼稚園) 野田市立小学校 野田市立中学校 社会福祉協議会 保育所指定管理者 私立認可保育所 野田市医師会 野田市歯科医師会 私立認可幼稚園 民生委員及び児童委員 主任児童委員 人権擁護委員 家庭児童相談員 母子父子自立支援員 保健推進員 小中学校PTA連絡協議会 青少年問題協議会 女性団体連絡協議会 自治会連合会	柏児童相談所 保健福祉部(生活支援課、障がい者支援課、保健センター、子ども支援室) 児童家庭部(保育課、人権・男女共同参画推進課) 学校教育部(指導課) 社会福祉協議会 主任児童委員 家庭児童相談員 母子父子自立支援員  上記以外の構成員のうち参加可能な機関

(現状と課題)

- ・実務者会議(全体会議)では、時間の制約もあって代表者会議と同様に事例報告のみとなっており、ケースの支援に関する具体的な議論の場となっておらず、実質的には進行管理会議がその役割を担っていること。
- ・構成員の中には実務を担当する者がいない等の理由で、代表者委員と実務者委員を兼務する場合があること。
- ・これまで実務者会議及び進行管理会議のみに参加していた市立保育所指定管理者及び私立認可保育所は、多くの子どもを持つ現場であり、その役割は重要であることから、委員を代表者会議に格上げして、市の全保育所に虐待防止や対応に関する情報を伝える役割を明確にする必要があること。

(3) 実務者会議再編に伴う代表者会議の見直し

- ・実務者会議に参加しない構成機関は代表者会議のみの参加とする。なお、家庭児童相談員と母子父子自立支援員は児童家庭課内に勤務していることから代表者会議には出席せず（所管する児童家庭部長が委員であるため）、併せて代表者委員は1機関につき1名とする。
- ・代表者会議の開催は、原則として年1回とする。

(見直しの理由)

- ・構成機関について、私立幼稚園は代表者会議に参加している一方、市立保育所指定管理者と私立認可保育所は参加していない等、上記(2)の理由も含めバランスを欠いていること。
- ・代表者会議の目的（実務者会議の円滑な運営を図るための環境整備）を踏まえると、特段の案件がなければ年2回開催する必要性は低いこと。ただし、重要なケース発生や、大きな制度変更があった場合は時期にとらわれずに随時開催したい。

(4) 29年度における今後の進め方

8月に予定している第1回実務者会議（全体会議）で見直し案について提案する。

なお、上記の見直し案は、現行の要綱で運用可能であり、要綱改正は不要。